



やさしさをみんなで分け合うための活動を、応援します。

令和2年度共同募金による広域助成募集要項

社会福祉法人 秋田県共同募金会

令和2年度赤い羽根共同募金における広域助成を、次のとおり募集します。

- I 広域的・先駆的な地域福祉活動に対する助成
- II 社会課題解決プロジェクト助成

申請団体の要件及び助成対象とならない事業は、次のとおりです。

団体の要件

県内における社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び法人格を持たないボランティア団体・福祉団体（※）で、社会福祉を目的とする事業を営業者

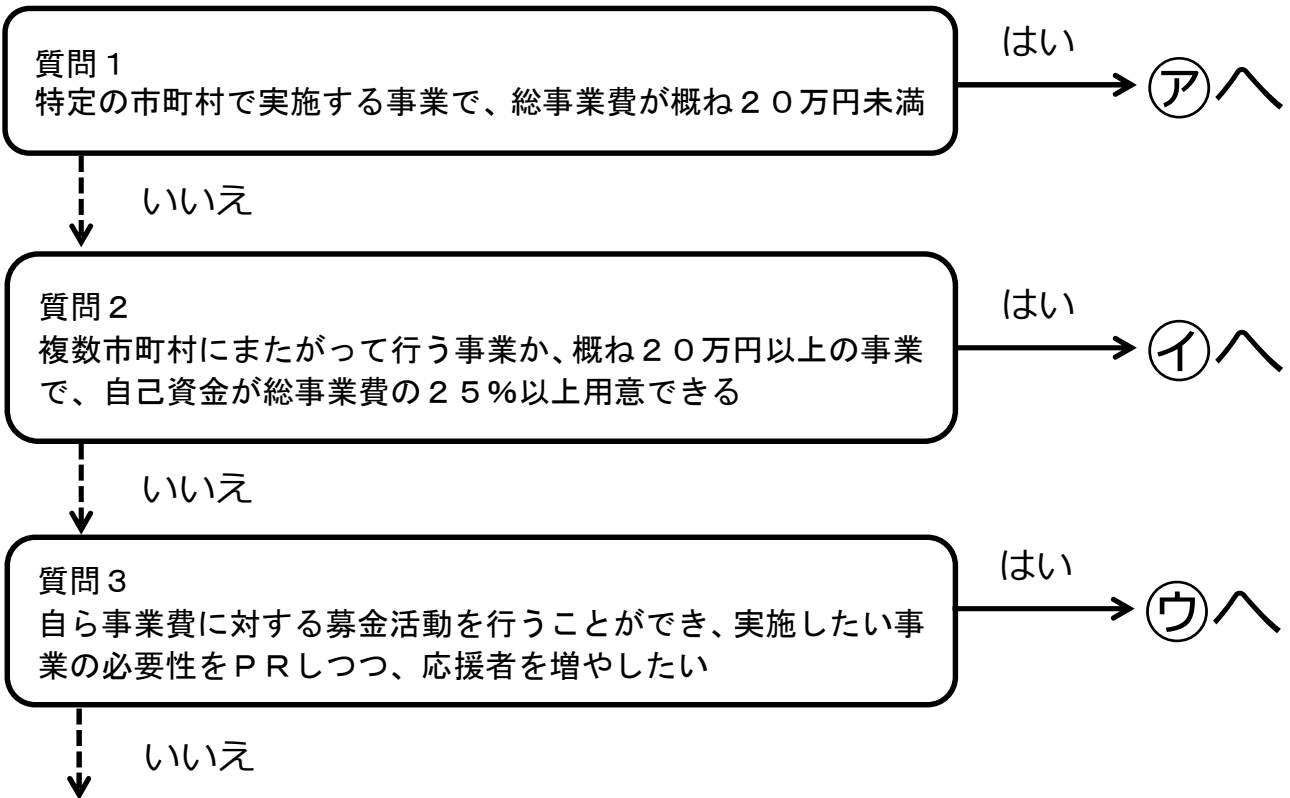
※その他法人格を持たないボランティア団体・福祉団体については、

- ①会則（規程）、事業計画、予算・決算等が整備されていること
- ②団体名義の金融機関預金口座を開設していること
- ③共同募金助成事業であることを社会に広告できること …を条件とします。

助成の対象とならない事業

- ①会員及び構成員同士の親睦のみを目的とした交流事業
- ②社会福祉を目的としていても、政治、宗教、組合等の運動のための手段として行う事業
- ③特定の個人的活動又はそれに類する活動
- ④国又は地方公共団体が設置かつ経営し、もしくはその責任に属されるとみなされる事業
- ⑤その名称のいかんにかかわらず営利を目的に行っているとみなされる事業
- ⑥他団体又は下部組織への助成を目的とした事業
- ⑦事業実施に十分な資金を有すると認められるなど、助成金以外の財源で実施可能と認められる事業
- ⑧社会福祉法人が実施する公費による補助・委託事業又は介護保険法、障害者総合支援法等の公的な制度の中で運営されている社会福祉事業（ただし、障害者総合支援法の適用事業所が、工賃（収入）向上計画に基づいて行う事業については例外として助成対象としますが、この場合でも上記⑦に該当する場合は対象外となります。）

あなたの計画している事業に適した助成プログラムは？



他の民間助成事業等の活用をご検討ください。

(ア) 各市町村共同募金委員会（事務局：市町村社会福祉協議会）で行っている地域助成を活用できる可能性があります。一度お近くの市町村共同募金委員会へご相談ください。地域助成で対応できないようであれば質問2へお進みください。

(イ) 広域的・先駆的事业に対する助成（3ページ）への申請をご検討ください。また、本会のバックアップのもとで自ら事業資金を集める活動を行うことができ、継続した助成事業を行って応援者を増やしたい場合は、(ウ)への申請も選択肢としてご検討ください。（申請はいずれか一方のみとなります。）

(ウ) 社会課題解決プロジェクト助成（5ページ）への申請をご検討ください。

I 広域的・先駆的な地域福祉活動への助成（令和3年4月～翌年3月の事業）

本県における次の活動のうち、広域的・先駆的な地域福祉活動及び市町村共同募金委員会の助成では対応できない事業（車両・備品の購入及び増改築の費用）に対して助成します。

- (1) 高齢者の地域生活を支えるための活動
- (2) 障害者の社会参加及び地域生活を支えるための活動（工賃・収入向上の取組みを含む。）
- (3) 子どもの生活及び子育てを支援するための活動
- (4) その他地域の福祉課題を解決するための活動
- (5) 秋田県全体の地域福祉を推進するための活動（秋田県社会福祉協議会を助成対象とする。）

[活動・事業の定義及び例]

○広域的事業とは、全県域又は複数市町村域を範囲として実施される事業をいいます。

- (例)・県域を活動範囲とする団体の事業
- ・複数市町村にまたがる法人間連携 など

○先駆的事业とは、県内で初めて又は実施例が極めて少ない事業で、今後のモデルとして他者の参考となるような事業をいいます。

- (例)・農商工業者などとの連携による、ひきこもり者の社会復帰等を促進する事業
- ・障害者アート作品を商品化する事業
- ・認知症カフェ等、当事者が孤立しないための居場所づくり など

○市町村共同募金委員会では対応できない事業

- (例)・車両等高額な備品の購入

I-1 対象とする費用・経費

助成要望事業の経費のうち、次の経費を対象とします。

- (1) 事業目的を達成するための事業費全般（会議費、研修費、報償費、旅費等）
- (2) 事業目的を達成するための備品、機材等購入費
- (3) 建物の小規模な補修、付帯設備等に関する経費

※車両購入の場合は、車両本体価格、改造経費、税金（取得税及び重量税）、保険料（自賠責24か月分）、諸費用及び受配表示経費を助成対象とし、スペアタイヤ等の付属品及びオプションは助成対象となりません。

※次の費用・経費は対象となりません。

- ①団体運営に関わる管理経費
- ②団体本来の活動に関する人件費
- ③団体運営上必要な機器、備品等の購入費
- ④飲食費又はそれに類する費用
- ⑤高額な交通費及び視察研修費

I-2 助成率、限度額等

- (1) 申請は1団体につき1つの活動（事業）とし、1事業の助成限度額は200万円とします。
- (2) 助成率は、対象経費の3/4以内（75%）を原則とします（千円未満切り捨て）。

I-3 連続助成について

赤い羽根共同募金による助成は、単年度助成となります。原則的に2年連続の助成は行いません。ただし、継続することにより効果が一層見込まれると判断される活動（事業）については、全体計画及び年次計画を添付したうえで継続して申請できるものとします。

※秋田県社会福祉協議会の実施する事業については、I-2-(1)及びI-3は適用しません。

I-4 助成申請から事業実施までの日程

- | | |
|---------------------|------------------|
| (1) 助成要望受付開始 | 令和2年4月1日 |
| (2) 助成要望受付終了 | 令和2年6月1日 |
| (3) 公開プレゼンテーション及び審査 | 令和2年7月中旬 |
| (4) 助成内定 | 令和2年8月上旬 |
| (5) 募金目標額の決定 | 令和2年8月上旬 |
| (6) 募金運動期間 | 令和2年10月1日～12月31日 |
| (7) 助成内示、事業実施計画書提出 | 令和3年2月中旬 |
| (8) 助成決定 | 令和3年3月下旬 |
| (9) 助成事業実施 | 令和3年4月～翌年3月 |

II 社会課題解決プロジェクト助成（事業期間：令和3年4月～翌年3月の事業）

社会課題解決プロジェクト助成は、社会課題の解決に取り組む団体の活動資金集めを赤い羽根共同募金がバックアップし、本プロジェクトをきっかけとして継続的な支援者を増やすことを目指します。

この助成が内定した団体は、本会が主催する募金運動連絡会議（年3回予定）に出席し、令和3年1月から3月までの期間に、個人、企業等に対して募金活動を行っていただきます。

喫緊に解決しなければならない社会課題を取り上げ、その解決に向けて取り組む活動に対して助成します。

〔活動の例〕

- ・いじめ及びひきこもりに対応した地域でのサロン活動及び居場所づくり、経済的困窮者のための中間的就労のための事業、不登校の子どものためのフリースクール、孤立状態にある人に対する相談支援活動、当事者による活動の支援及び地域での講座開催等の啓発事業 など

II-1 対象とする費用・経費

助成要望事業の経費のうち、次の経費を対象とします。

- (1) 事業目的を達成するための事業費全般（会議費、研修費、報償費、旅費等）
- (2) 事業目的を達成するための小規模な備品、機材等購入費
- (3) 建物の小規模な補修、付帯設備等に関する経費

※次の費用・経費は対象となりません。

- ① 団体運営に関わる管理経費
- ② 団体本来の活動に関する人件費
- ③ 団体運営上必要な機器、備品等の購入費
- ④ 飲食費又はそれに類する費用
- ⑤ 高額な交通費及び視察研修費

II-2 助成団体数及び助成額

- (1) 助成団体数は、概ね10団体程度とします。
- (2) 1団体あたりの助成申請額は20万円以上とします。
- (3) 助成率は100%とします（千円未満切り捨て）。

【助成額の算出方法】

- ・助成内定団体ごとに寄付額をとりまとめ、その全額を当該団体へ助成します。
- ・各団体への寄付額は、県民から託された“期待度”として捉え、10月から12月にお寄せいただいた共同募金からも加算して助成（マッチング額）します。
- ・1団体あたりの加算の上限は50万円とし、算定根拠は原則として次のとおりとします。ただし、内定団体数及び募金実績により変更する場合があります。

団体別寄付額	助成額
～ 1万円未満	団体別寄付額のみ
1万円～ 5万円未満	団体別寄付額+5万円
5万円～50万円未満	団体別寄付額×2
50万円以上	団体別寄付額+50万円

< (参考) 助成の例 >

(金額単位：円)

運動前目標額	団体別寄付額	加算額	助成額
		(マッチング額)	
500,000	9,000	0	9,000
	30,000	50,000	80,000
	100,000	100,000	200,000
	500,000	500,000	1,000,000

助成額が目標額を越えた場合は、申請事業の拡大実施及び関連する経費に活用することができます。目標額を下回った場合は、助成額に合わせた申請事業の縮小、又は寄付者の意向に反しない範囲での事業変更を行っていただきます。いずれの場合も本会への申請及び承認を必須とします（9ページIII-6）。

団体の事業に対する賛同及び共感に基づく寄付金を活用した助成となるため、運動期間開始後の辞退は原則として認められません。

II-3 連続助成について

助成は、毎年度ごとに申請できるものとします。

II-4 助成申請から決定までの日程

- | | |
|---------------------|----------------|
| (1) 助成要望受付開始 | 令和2年4月1日 |
| (2) 助成要望受付終了 | 令和2年6月1日 |
| (3) 公開プレゼンテーション及び審査 | 令和2年7月中旬 |
| (4) 助成内定 | 令和2年8月上旬 |
| (5) 募金目標額の決定 | 令和2年8月上旬 |
| (6) 募金運動連絡会議の実施 | 令和2年10月～(3回程度) |
| (7) 募金運動期間 | 令和3年1月1日～3月31日 |

※助成内定団体において、本会指定の振込用紙による募金活動を推進していただきます。

- | | |
|-----------------|-------------|
| (8) 助成決定、助成金額確定 | 令和3年4月上旬 |
| (9) 事業実施計画書提出 | 令和3年4月 |
| (10) 助成事業実施 | 令和3年4月～翌年3月 |

Ⅲ 共通の事項

Ⅲ－１ 募集の方法

- (1) 募集は、関係機関を通じて広く呼びかけます。
- (2) 県・市町村社会福祉協議会の広報等を通じて募集します。
- (3) 本会ホームページにより募集します。

Ⅲ－２ 申請方法

別添様式に必要な事項を記入のうえ、本会まで申請してください。(令和2年6月1日必着)

Ⅲ－３ 審査方法

申請団体による公開プレゼンテーション及び本会配分委員会による審査を実施します。

ただし申請多数の場合は、書類審査を実施のうえ、公開プレゼンテーション前に不採択となる場合があります。

Ⅲ－４ 審査項目

共同募金の趣旨である地域福祉を推進する観点から、申請された事業が地域福祉課題の解決につながるものであるかを審査の基本とし、具体的には次の項目から審査を行います。

項目	内容
①必要性	地域や利用者のニーズに基づいており、その解決策として妥当であるか。
②先駆性	課題解決の方法として先駆的で、社会に影響を与える内容であるか。
③有効性	実現可能な内容であり、助成に値する効果が得られるか。
④効率性	資金、人材、技術、物資等の資源が効率的に使われているか。
⑤他団体との連携性	様々な立場の県民、団体、機関と連携もしくはその準備があるか。
⑥継続・自立発展性	助成後も継続し、自立発展していく事業であるか。 (継続事業の申請の場合、改善・工夫がなされているか)
⑦募金協力度	共同募金運動へ協力しているか。

Ⅲ－５ 助成決定及び助成金の交付

- (1) 配分委員会において申請内容を審査し、理事会及び評議員会の承認を経て決定します。
- (2) 助成が決定した団体には、決定通知書を交付します。
- (3) 助成金は、助成が決定した団体からの交付申請書に基づき交付します。

Ⅲ－６ 活動（事業）内容の変更及び辞退

- (1) 助成決定後、やむを得ない事情により事業計画内容を変更する必要がある場合は、「事業計画変更申請書」を本会に提出し、本会の承認を得るものとします。
- (2) (1) の変更申請及び承認なしに事業内容を変更し実施した場合、又は団体・グループとして社会規範に反する行動をし助成団体としてふさわしくないと判断した場合は、助成金交付決定を取り消し、助成金の本会への返還を命じます。
- (3) 助成事業の継続が困難になった場合、又は当該年度中に事業を完遂できなくなった場合は、「助成辞退届」を速やかに提出のうえ、助成金を返還するものとします。

Ⅲ－７ 事業実績の報告

助成金の交付を受けた団体は、事業完了後 3 か月以内に「完了報告書」を本会あてに提出してください。

Ⅲ－８ 申請・お問い合わせ

社会福祉法人 秋田県共同募金会

〒010-0922 秋田市旭北栄町 1 番 5 号 秋田県社会福祉会館内

TEL 0 1 8 - 8 6 4 - 2 8 2 1 FAX 0 1 8 - 8 9 5 - 7 5 1 3

E-mail: akita@akaihane-akita.or.jp